

# ドメイン名の動向

横井 裕一 ●株式会社日本レジストリサービス (JPRS) 広報宣伝室

**全世界のドメイン名登録数は、2020年第3四半期末で約3億7070万件となった。ISOCによる「.org」のレジストリ売却案がICANNに却下されたほか、英国のEU離脱による「.eu」への影響にも注目が集まった。**

ドメイン名は、WebサイトのURLやメールアドレスなどに用いられる「インターネット上の住所」としての機能だけでなく、企業や団体、個人がインターネット上で自身を確立させるための文字列としての機能も果たす。つまり、それを見た利用者が企業や団体、個人を想起する材料ともなるのがドメイン名であり、今日では重要なマーケティング要素、さらに知的財産として認識されるに至った。

ビジネスやコミュニケーションをはじめとする社会的活動の多くがインターネット上で実現されていく中、ドメイン名が果たすべき役割はますます大きくなっている。

## ■世界のドメイン名の状況

ドメイン名は「.」(ドット)で区切られた文字列の集合で表現されるが、末尾の部分 (Top-Level Domain : TLD) で大きく2つに分類される。1つは「.jp」のように国や地域に割り当てられたccTLD (Country-Code TLD) であり、もう1つが「.com」や「.net」などのgTLD (Generic TLD) である。

### ●ドメイン名の総数

gTLDの登録数はすべて公開されているが、

ccTLDはそれぞれのレジストリ (登録管理組織) の方針によって登録数が公開されていないところもあるため、その全容は完全にはわからない。ただし、VeriSignが四半期ごとに発行する「Domain Name Industry Brief」<sup>1</sup>によると、2020年第3四半期で、全世界で登録されているドメイン名の総数は3億7070万件程度とみられる。前年と比較すると、1年間で1090万件、約3%増加したことになる。

なお、全ドメイン名のうち約1億6060万件がccTLDであり、残りの約2億1010万件がgTLDである。

### ●gTLDの状況

gTLDで最も登録数が多いのは「.com」であり、全TLDのドメイン名登録数の約4割に当たる約1億5310万件となっている。ここから登録数は大きく離れ、「.net」が約1367万件、「.org」が約1069万件と続く (資料3-1-1)。

### ●ccTLDの状況

ccTLDでは、登録数の上位3つのTLDが、トケラウ (.tk)、中国 (.cn)、ドイツ (.de) となる。2020年9月末時点の登録数では、トケラウが約2750万件、中国が約2470万件、ドイツは約1660

資料 3-1-1 gTLDの種類と登録数（2020年8月）

ドメイン名	用途	登録数
.com	商業組織	153,109,858
.net	ネットワーク	13,678,023
.org	非営利組織	10,694,978
.info	制限なし	4,605,147
.biz	ビジネス	1,444,184
.mobi	モバイル機器・サービス	397,488
.pro	専門職（弁護士・医師・会計士等）	311,987
.asia	アジア太平洋地域コミュニティ	235,102
.xxx	アダルトエンターテインメント業界	57,953
.name	個人名	121,370
.cat	カタールニャ地域コミュニティ	108,591
.tel	IP ベース電話番号	84,544
.jobs	人的資源管理コミュニティ	40,053
.travel	旅行業界	21,575
.aero	航空運輸業界	12,233
.coop	協同組合	8,267
.museum	博物館・美術館	2,176
.post	郵便事業者	421

出典：JPNIC「gTLDの登録数」<https://www.nic.ad.jp/ja/stat/dom/gtld.html>

万件である。

トケラウの登録数が多い理由としては、登録者がどこに在住しているかを問わず、誰でもいくつでも登録可能であり、無料でもドメイン名が提供されている点が挙げられる。さらにWebサイトやメールアドレスだけでなく、短縮URLサービスにも利用されていることが登録数を多くしている理由の1つと言える。また登録者が手放したり、期限が切れたりしたドメイン名をレジストリが引き取り、広告ネットワーク向けに販売していることも特徴的である<sup>2</sup>。

#### ▼英国のEU離脱による「.eu」への影響

「Brexit」とも呼ばれる英国のEU離脱に関連して、2018年3月に欧州委員会が「現在英国に設置されていてEUには所在しない事業、組織および英国に居住する自然人はEUドメイン名（.eu）

の登録資格を失うことになる」という旨の発表を行ったことにより、以降その動向に注目が集まっていた<sup>3</sup>。

2020年2月1日、英国はEUから離脱したが、離脱協定の中で2020年12月31日までを移行期間として以下を実施することとした。

- ・「.eu」は登録者の住所としてGB（英国）およびGI（ジブラルタル：英国の海外領土）であるものの新規登録を認めない

- ・登録者の住所がGBおよびGIの既存の登録者には、資格消失について通知の上、期限までに適切な対応を行わなければ「.eu」のドメイン名を削除。

なお、移行期間中に英国および英国居住者により新設された組織は「.eu」のドメイン名を保持・登録することを可能としている。

▼ISOCによる「.org」のレジストリ売却案は却下  
2019年11月に発表された、Internet Society (ISOC) による「.org」のレジストリであるPublic Interest Registry (PIR)の売却案については、2020年に入ってもその動向が大きな注目を集めた。

PIRは2002年にISOCの子会社として設立され、2003年1月に当時のVeriSignから「.org」のレジストリ事業を継承した。「.org」は現在、多くの非営利組織が登録していることでも知られている。

PIRの売却に関しては、非営利団体から営利企業に管理および運営の権限が移ることや、売却の経緯に関する不透明性に多くの懸念が示されており、様々な団体が売却反対を表明していた。

売却先であったEthos Capitalは、ISOCと共同で立ち上げたWebサイトの中で、「.org」の登録料金の値上げについては年に最大10%とする計画であることや、Ethos Capitalがコミュニティの懸念を理解しており、今後もコミュニティのニーズに応じていくことなどを表明していたが、2020年4月、ICANN (Internet Corporation for Assigned Names and Numbers)<sup>4</sup>理事会はこの売却案を却下した<sup>5</sup>。

ICANN理事会は却下の理由について「3番目に大きいgTLDレジストリの将来に許容できない不確実性をもたらす様々な要素があるため、公共の利益を守るためには売却に同意しない方がよいと判断した」と発表している。

ICANN理事会の決議を受け、ISOCはPIRを売却しないことを発表し、売却は不成立に終わった。

## ■JPドメイン名の状況

JPドメイン名(.jp)の登録数は、2020年12月時点で161万件を超えており、増加が続いている(資料3-1-2)。国や地域に割り当てられているccTLDであっても海外からの登録を受け付けて

いるものがある中、JPドメイン名は日本国内に住所があることを登録要件としている。

JPドメイン名には、個人/組織を問わず、数に制限なく登録できる汎用JPドメイン名と、都道府県型JPドメイン名、そして原則として1組織につき1つだけ登録できる属性型JPドメイン名の3種類がある。

この中で最も登録数が多いのは汎用JPドメイン名で、2020年12月時点で約109万件となっている。また約51万件の登録がある属性型JPドメイン名においては、企業向けの「co.jp」が44万件と登録数の大半を占めている。

JPRSによる2017年7月の調査では、上場企業の97%が「co.jp」を登録しており、「日本企業=co.jp」というイメージの定着がうかがえる。またフィッシング対策協議会が公開している「フィッシング対策ガイドライン2020年度版」<sup>6</sup>には「Webサイト運営者が日本企業で、新たにドメイン名の登録を検討する場合、「co.jp」ドメイン名が利用者により信頼を与えうる最も望ましいドメイン名であり、先述の『Webサイト運営者の一般呼称をそのまま使った』「co.jp」ドメイン名でサービスを提供することを、まずは検討すべきである」との記述もある。

## ■ドメイン名紛争に関する動向

ビジネスにおいてインターネットが不可欠なものとなり、ドメイン名の価値に対する認識が高まるにつれて、トラブルも発生している。ドメイン名に関する不正行為として、商標などに関連するドメイン名を第三者が登録して商標権利者(企業など)に高額での買い取りを要求したり、批判サイトなどを立ち上げるなどの嫌がらせを行ったり、フィッシングサイトを立ち上げて被害を及ぼしたりすることが挙げられる。このようなドメイン名の使用に関するトラブルを「ドメイン名紛

資料 3-1-2 JP ドメイン名の種類と登録数 (2020年12月1日時点)

ドメイン名	登録対象	登録数
汎用 JP ドメイン名 (合計: 1,092,513)		
△△△.JP	組織・個人問わず誰でも (英数字)	1,001,839
□□□.JP	組織・個人問わず誰でも (日本語)	90,674
都道府県型 JP ドメイン名 (合計: 11,242)		
△△△.<都道府県ラベル>.JP	組織・個人問わず誰でも (英数字)	9,605
□□□.<都道府県ラベル>.JP	組織・個人問わず誰でも (日本語)	1,637
属性型・地域型 JP ドメイン名 (合計: 511,642)		
△△△.AD.JP	JPNIC 会員	254
△△△.AC.JP	大学など高等教育機関	3,720
△△△.CO.JP	企業	440,446
△△△.GO.JP	政府機関	625
△△△.OR.JP	企業以外の法人組織	38,090
△△△.NE.JP	ネットワークサービス	12,873
△△△.GR.JP	任意団体	5,716
△△△.ED.JP	小中高校など初等中等教育機関	5,875
△△△.LG.JP	地方公共団体	1,892
地域型	地方公共団体、個人など	2,151
合計		1,615,397

出典: JPRS 「JP ドメイン名の登録数」 <https://jprs.jp/about/stats/>

争」と呼ぶ。

### ● UDRP に基づく紛争処理

こうした不正な行為に対処するため、ICANN は 1999 年、gTLD 向けに UDRP (Uniform Domain Name Dispute Resolution Policy: 統一ドメイン名紛争処理方針) を制定した。JP ドメイン名においても、国際的な動きと歩調を合わせるという考えから、UDRP の判断基準や紛争処理手続きと同様のアプローチを採用した JP-DRP (JP ドメイン名紛争処理方針) が 2000 年に制定されている。これにより、ドメイン名紛争は当事者同士の争いから、紛争処理機関による裁定というルール化された形の中で解決されるようになっていく。DRP の整備により、不正な行為に対しては紛争処理機関に対して申し立てることで、そのドメイン名の廃止や移転を要求できるようになっている。

DRP の特徴は、対象を限定して書類による手

続きのみで進めることによって、通常の裁判より費用を安く抑え、なおかつ短い時間で解決できることにある。さらに DRP はその制度自体が、「不正な行為をしても DRP により解決されてしまう」という意識を持たせることによる抑止力にもなっている。

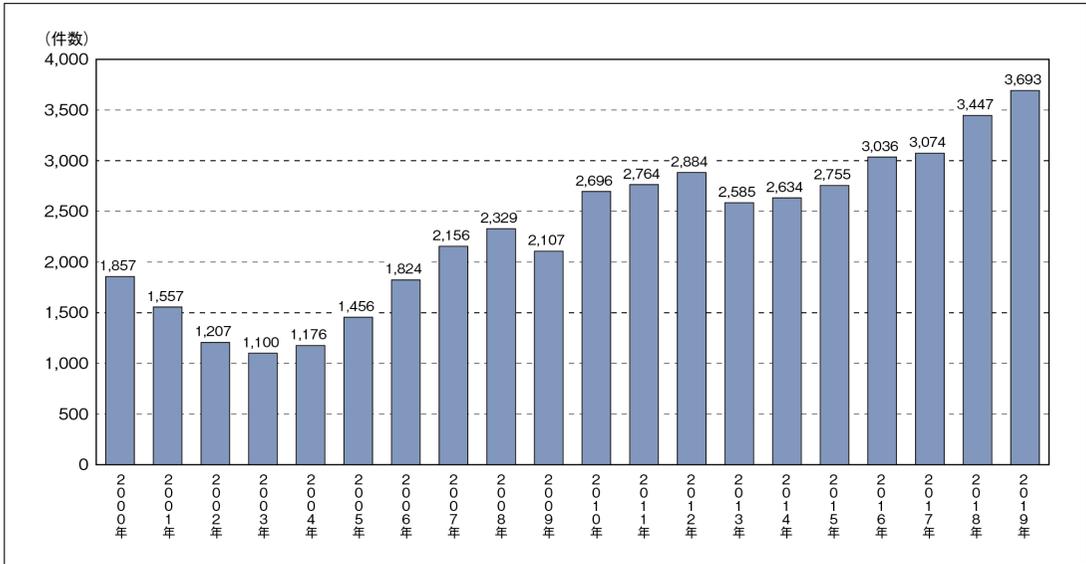
UDRP に基づく仲裁を担当している紛争処理機関の 1 つである WIPO (World Intellectual Property Organization) の統計によると、WIPO への仲裁申請はここ数年増加傾向にあり、2019 年は 3693 件となっている (資料 3-1-3)。

なお、2019 年の JP ドメイン名における JP-DRP の申請は 9 件であった (資料 3-1-4)。

### ● ドメイン名の適切な管理・運用の重要性

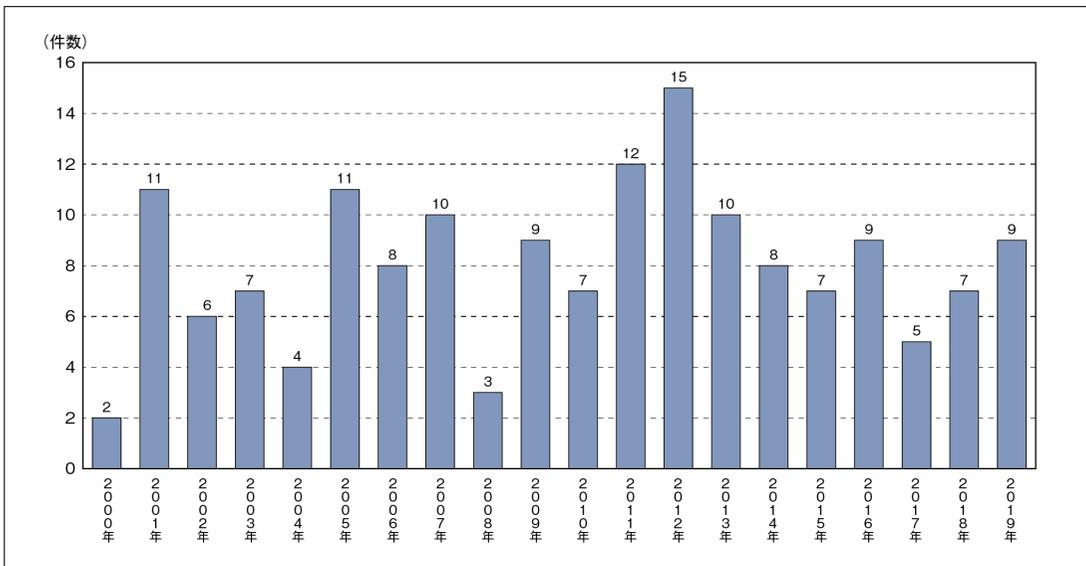
ドメイン名に関するトラブルには、ドメイン名の管理権限を持たない第三者が不正な手段で他者のドメイン名を自身の支配下に置くドメイン名の

資料 3-1-3 WIPO における UDRP 処理件数



出典：WIPO「Total Number of Cases per Year」<https://www.wipo.int/amc/en/domains/statistics/cases.jsp>

資料 3-1-4 JP-DRP 処理件数



出典：JPNIC「申立一覧」<https://www.nic.ad.jp/ja/drp/list/>

乗っ取り（ドメイン名ハイジャック）や、廃止したドメイン名が第三者に再登録されて悪用されるケースなどがある。このようなトラブルは、ドメイン名の適切な管理・運用ができていないことに

起因している場合がある。

先述の「フィッシング対策ガイドライン2020年度版」においても、ドメイン名は利用者が安全性を判断するために最も重要な要素であるとし

て、ドメイン名の登録、利用、廃止にあたっては自社のブランドとして認識し大切に管理することが重要であると改めて示している。

JPRSでもドメイン名の適切な管理について、情報提供・啓発といった取り組みを継続しているが、適切な管理の実現には登録者側における取り組みも必要不可欠である。特に重要な項目として、以下の2つが挙げられる。

- ・登録中のドメイン名についてサービスを提供する事業者からドメイン名の移転や更新／廃止、レジストラ（JPドメイン名においては指定事業者）の変更など、登録者の意向確認のための連絡が来ることがある。登録者はそうした連絡を正しく受け取り、適切な対応ができるように準備しておく必要がある。

- ・登録者がドメイン名を手離す（廃止）に当たっては、それが意図的な廃止であっても、そのドメイン名が一定期間後に第三者に再登録・利用される可能性があることを認識しておく必要がある。

また、企業であれば、ドメイン名の管理担当者や管理のためのルール・手順を確立しておくことも大切なポイントである。

## ■新gTLDの状況

ICANNにより2012年から続く新gTLD導入の動きは、ほとんどの申請について委任が完了し、次の募集に向けた検討が引き続き行われている（本稿では、2012年募集時に申請されたTLDを新gTLDとしている）。

### ●2012年の新gTLDの募集

ICANNは2000年、2003年、2012年の3回、gTLD新設のための募集を行ってきた。2000年および2003年の募集時には、新設するgTLDの数に一定の上限を設けていたが、2012年の募集では、新設されるTLD数の制限をなくし、一般名称と地

理的名称に加え、企業名やブランド名での申請も可能とした。またドメイン名の登録を一般に開放せず、申請した組織内で独占的に利用することも可能としている。その結果、新gTLDの申請件数は1930件に上り、申請募集締め切り後のICANNの発表によると、そのうち751件が競合する文字列の申請で、234の文字列が競合した。

ICANNは新gTLDの申請者との委任契約手続きを順次進めてきており、2020年10月31日時点で1238件の新gTLDの委任が完了している。同時点での申請の取り下げは642件となり、また委任完了後に申請者の意向によりICANNとのレジストラ契約を終了し、廃止されたものもある<sup>7</sup>。

### ●新gTLDの種類と登録数

新gTLD全体の登録数は、2020年12月1日時点で約3259万件となっており、前年と比較すると1年間で216万件、約7.1%増加した。

登録数の多い新gTLDは、1位が「.icu」の約520万件、2位が「.xyz」の約339万件、3位が「.top」の約269万件と続いているものの、値下げキャンペーンなどによる急激な増減も多く、順位に関しては変動や入れ替わりが珍しくない状況となっている（資料3-1-5）。

### ●gTLDの次回募集に向けた動き

2012年に募集したgTLDの委任手続きはそのほとんどが完了し、2020年10月31日時点で残り9となっている。

2020年12月現在、ICANN内でgTLD追加に関する今後の手続きに関する検討を行うワーキンググループは、次回募集に向けたルールの検討に向けて、2021年1月までにGeneric Names Supporting Organization（GNSO）評議委員会に対する最終報告書の提出を目指して活動を続けている。最終報告書提出後に必要となるプロセ

資料 3-1-5 登録数の多い新gTLD (2020年12月1日時点)

順位	ドメイン名	件数
1	.icu	5,206,068
2	.xyz	3,390,031
3	.top	2,691,172
4	.online	1,765,450
5	.site	1,722,919
6	.wang	1,372,418
7	.club	1,261,172
8	.vip	1,095,104
9	.shop	768,681
10	.work	733,681

出典：nTLDStats「new gTLD Statistics」<https://ntldstats.com/>

スを考慮すると、gTLDの次回募集は、最も早くして2022年の4～6月以降と予測する業界関係者が多い。

### ●国際化ドメイン名を用いたgTLDに関する動向

2012年の新gTLDの導入プログラムでは、平仮名や漢字、アラビア文字、キリル文字など、ASCII以外の文字を使用した「国際化ドメイン名(IDN)」のTLDも申請可能であった。これにより、DNSルートゾーンでも非ASCII文字を含む様々な言語が利用できるようになったが、TLD文字列(ラベル)の審査基準が明確でなく、その適切さの審査に多くの人手と時間を要した。

次回以降のgTLD募集においてこの問題を回避するため、TLDラベルとして使用可能な文字や異体字(字形・コードポイントは異なるが同じ読み・意味の文字)、視覚的類似文字などを規定するDNSルートゾーンのラベル生成ルール(Root Zone Label Generation Rules:Root Zone LGR)<sup>8</sup>の作成が、ICANNコミュニティにより進められている。現在は、Root Zone LGRの構成要素であ

るそれぞれの言語のLGRの作成が各言語コミュニティにより進められており、作成を完了した言語も出てきている。

漢字を共通に持つ言語である中国語、日本語、韓国語は協調しながらそれぞれの言語のLGRを検討してきたが、先陣を切って中国語LGRの作成が完了し、2020年11月に公開されたRoot Zone LGRには、中国語LGRが取り込まれている。

日本語LGRに関しては、日本語JPドメイン名の登録データをベースに検討を進め、関係者との最終調整が続いている状況にある。2020年には視覚的類似文字に対する認知実験の結果を取り入れた日本語LGR案が作成され、ICANN関係者に提示された<sup>9</sup>。現在、提案書の完成に向けた最終作業が進められている。

日本語LGRを検討する日本語生成パネル(Japanese Generation Panel:JGP)<sup>10</sup>は、JPRSの堀田博文がチェア、日本ネットワークインフォメーションセンター(JPNIC)の前村昌紀氏が副チェアとなり、JPRSおよびJPNICが事務局を担っている。

- 
1. <https://www.verisign.com/assets/domain-name-report-Q32020.pdf>
  2. <https://www.businesswire.com/news/home/20131216006048/en/Freenom-Closes-3M-Series-Funding>
  3. <https://ec.europa.eu/digital-single-market/en/news/notice-stakeholders-withdrawal-united-kingdom-and-eu-rules-eu-domain-names>
  4. ICANN は、ドメイン名、IP アドレス、プロトコル、ルートサーバーなどインターネットの基盤となる資源に関する調整を行うために、1998 年に米国で設立された民間の非営利法人。
  5. ICANN Board Withholds Consent for a Change of Control of the Public Interest Registry (PIR)  
<https://www.icann.org/news/blog/icann-board-withholds-consent-for-a-change-of-control-of-the-public-interest-registry-pir>
  6. [https://www.antiphishing.jp/report/antiphishing\\_guideline\\_2020.pdf](https://www.antiphishing.jp/report/antiphishing_guideline_2020.pdf)
  7. Program Statistics | ICANN New gTLDs (新 gTLD の統計情報に関する ICANN のページ)  
<https://newgtlds.icann.org/en/program-status/statistics>  
Registry Agreement Termination Information Page - ICANN (レジストリ契約終了に関するページ)  
<https://www.icann.org/resources/pages/gtld-registry-agreement-termination-2015-10-09-en>
  8. Root Zone Label Generation Rules - LGR-4 Overview and Summary  
<https://www.icann.org/sites/default/files/lgr/lgr-4-overview-05nov20-en.pdf>
  9. 日本語 LGR 提案書ドラフト (v0.15) を ICANN 関係者に提示  
<https://j-gp.jp/topics/20201015-01>
  10. DNS のルートゾーンにおける日本語ルールの生成パネル  
<https://j-gp.jp/>

1

2

3

4

5



1996, 1997, 1998, 1999, 2000...

## [インターネット白書ARCHIVES] ご利用上の注意

このファイルは、株式会社インプレスR&Dが1996年～2021年までに発行したインターネットの年鑑『インターネット白書』の誌面をPDF化し、「インターネット白書 ARCHIVES」として以下のウェブサイトで公開しているものです。

<https://IWParchives.jp/>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、データ、URL、名称など)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真・図の作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は掲載されていない場合があります。
- このファイルの内容を改変したり、商用目的として再利用したりすることはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用される際は、出典として媒体名および年号、該当ページ番号、発行元(株式会社インプレスR&D)などの情報をご明記ください。
- オリジナルの発行時点では、株式会社インプレスR&D(初期は株式会社インプレス)と著作者は内容が正確なものであるように最大限に努めました。すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接的および間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

お問い合わせ先

株式会社インプレスR&D

✉ [iwp-info@impress.co.jp](mailto:iwp-info@impress.co.jp)